

第五次東京都子供読書活動推進計画（案）について

別添 1

1 計画の位置付け

- 国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）に基づき策定する計画。区市町村は、都の計画をもとに計画の策定及び取組を実施
- 「東京都障害者・障害児施策推進計画」（福祉局）と併せて都の読書バリアフリー計画にも位置付けている

2 第四次計画における主な取組と課題

- 東京都は、「第四次東京都子供読書活動推進計画」（計画期間：令和3～7年度）において、以下の目標を掲げ取組を推進

目標 1 乳幼児期からの読書習慣の形成

- ・乳幼児のいる家庭等への情報発信、区市町村立図書館の乳幼児サービス実施への支援 など

目標 2 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進

- ・都立図書館による生徒の調べ学習支援、学校図書館リニューアル事例の発信 など

目標 3 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進

- ・日本語を母語としない子供たち向けのやさしい日本語コーナーや、アクセシブルな資料を集めたりんごの棚の設置 など

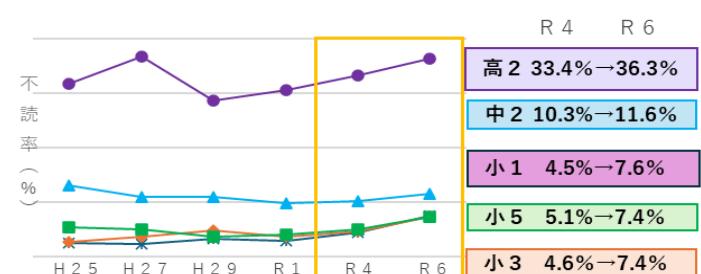
目標 4 読む本の質の向上

- ・ホームページやソーシャルメディア等を活用した高校生向けの情報発信、学校に対する講師派遣や職員研修の実施支援 など

- 児童・生徒の不読率は各学年とも上昇傾向にあり、児童・生徒の発達過程に応じて、読書に対し興味や関心が持てる様々な取組が必要

- ・不読の主な理由は、「読みたい本がなかった(39.9%)」「読むことに興味がない(31.3%)」
- ・「家の中に本がある」と答えた児童・生徒の8割以上が「本を読んだ」と回答
- 「本」を読んでいる児童・生徒は、身近な人と本を通じて交流している
- ・読んだ本の中に電子書籍があった児童・生徒は増加
- ・未就学児の保護者の読み聞かせの頻度は「ほぼ毎日」「週2～4回」が6割
一方で、2割が「ほとんどしない」と回答

1か月間に「本」を読んでいない児童・生徒の割合



電子書籍は「本」に含む、教科書、学習参考書、漫画、雑誌、図鑑等は含まない

3 第五次計画について（計画期間：令和8年度～令和12年度）

- 社会変化が急激で複雑かつ予測困難な時代において、**自ら学び、課題解決に必要な資質・能力を育むため、読書活動の推進**に取り組む必要
- **子供たちの興味や関心、時代の変化に応じた多様な読書活動を進め、一人一人の子供が主体的に読書に取り組めることを目指す**

【基本方針】

1 発達過程に合わせた読書習慣の形成

- ・子供一人一人の状況を踏まえた読書活動を支援し、発達過程に合わせた読書習慣の形成を推進
- ・不読率が高い状況にある高校生が読書に興味や関心を持てる取組を進める

2 デジタル技術を活用した取組の充実

- ・本との関わりのきっかけとしてのAI等の活用、読書に関するコミュニケーション、一人1台端末を活用した学校図書館の利用促進など

3 多様な子供たちの読書機会の提供

- ・全ての子供が等しく読書をすることができるよう、個々の障害等、多様なニーズを踏まえた読書環境整備を更に推進

4 子供の視点に立った読書活動の推進

- ・様々な方法で子供の意見やアイデアを聴取する機会を設けるほか、子供自身が主体となった読書活動を推進

【読書の対象】

本計画では新たに漫画、雑誌、図鑑等も対象とし、本の形態には電子書籍に加え、オーディオブックも含む

4 施策展開

- 「家庭」、「学校・園」、「地域」が連携・協力し、**社会全体で取組を推進**

【都及び都立図書館の主な取組】

- ・読み聞かせや親子で参加できるトークイベント等、子供や保護者が読書への興味や関心を高める機会の提供
- ・都立学校の図書館にソファーや個人ブースなどを備え、多様な過ごし方ができる**空間を整備**
- ・電子書籍の活用により、都立高校での**探究学習や家庭学習などの取組を充実**
- ・都立図書館の**専門的な蔵書が閲覧できるタブレット端末**を都立学校へ導入し、探究学習等に活用
- ・読み上げている**文字の色がつくデジタル図書（マルチメディアディジタル）**を拡充し、校外学習等に活用
- ・バリアフリー図書等の貸出を全ての**特別支援学校**に対応できる**規模に拡大**



(公財)日本障害者リハビリテーション協会
マルチメディアディジタルの例

※ Digital Accessible Information System の略

今後のスケジュール（予定）

- | | |
|-------|---|
| 2月19日 | 教育委員会報告 【計画案】

パブリックコメント募集（～3月23日）
※ パブリックコメント実施期間中に、子供の意見を聴取し、計画に反映 |
| 3月26日 | 教育委員会付議、第五次計画策定 |
| 4月以降 | 児童・生徒向けに子供版を作成し、
都のホームページに掲載するほか、区市町村を通じて周知 |